

第3章 まちづくりの課題

本町におけるまちづくりの課題を、近年の社会経済情勢の変化や町の現況を踏まえて、6つのまちづくりの分野別に整理します。



■ 土地利用・市街地整備 ■

- * 市街地と農地・集落地からなる土地利用の大枠の維持
- * 「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの推進
- * きめ細かな視点に立った住宅市街地の環境保全・改善と利便性の向上
- * 増加が見込まれる空き家の有効活用
- * 川島インターチェンジ周辺における産業基盤の拡大



■ 道路・交通体系 ■

- * 広域幹線道路の機能維持・向上
- * 整備効果の高い都市計画道路の早期整備
- * 生活道路ネットワークの改善
- * 現状のバス路線の基本的維持と需要に見合った対応



■ 水と緑のまちづくり ■

- * 豊かな田園空間の保全
- * うるおいある水辺空間の保全と活用
- * 花に親しめる空間づくり
- * 個性ある公園整備の推進



■ 景観まちづくり ■

- * 田園・水辺景観の保全
- * 住宅市街地・産業地の景観保全と形成
- * 歴史的・文化的景観資源の保全と活用



■ 安全・安心のまちづくり ■

- * 総合的な防災まちづくり
- * だれもが安心して暮らせるまちづくり



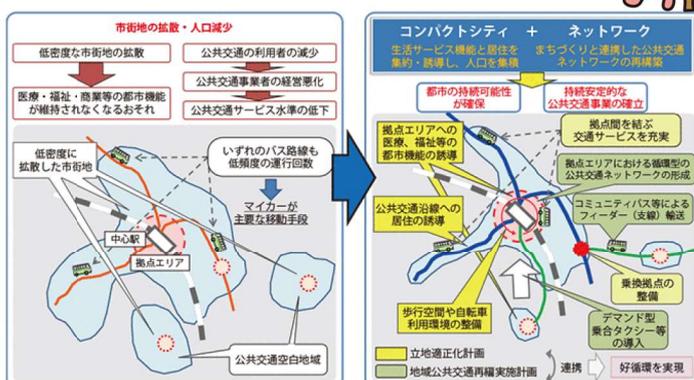
■ 公共公益施設 ■

- * 公共公益施設の維持・適正配置

★コンパクト・プラス・ネットワークってなに？★

拠点エリアへ医療や商業等の都市機能と居住を集約・誘導し、コンパクトなまちを目指すとともに、まちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を行うものです。

これにより、生活利便性の維持・向上や、地域経済の活性化、行政コストの削減、地球環境への負荷の低減などが期待されています。



コンパクトの利点は
何だろう！



出典：平成 29 年国土交通白書（国土交通省）

第4章 都市の将来像

町民・企業・行政が描く将来の川島町に対する想いを掲げ、同じ方向性を持って今後のまちづくりを推進するために、本町が目指すべき都市の姿（将来像・将来都市構造）を設定します。

総合振興計画が示す「まちの姿」

上位計画である第6次川島町総合振興計画では、「2030年のまちの姿」「基本理念」として以下のとおり整理されています。

●2030年のまちの姿（本町の将来像）

- ① 安全・安心な暮らしが未来へ続く希望のあるまち
- ② 人と人との温かいつながりを感じることができるまち
- ③ 元気な産業と働く人の活力に満ちあふれたまち
- ④ 未来へはばたく人財が育つまち

●基本理念

「ここが好き、やっぱり好き」

都市計画分野における将来都市像

本計画における将来都市像は、第6次川島町総合振興計画の基本理念を継承するまちづくりの方向性として次のように設定します。

「ここが好き」 未来につながりがやく都市 かわじま

将来都市構造

本町の将来都市像に基づき、将来の望ましい都市の構成を「将来都市構造」として示します。

●拠点

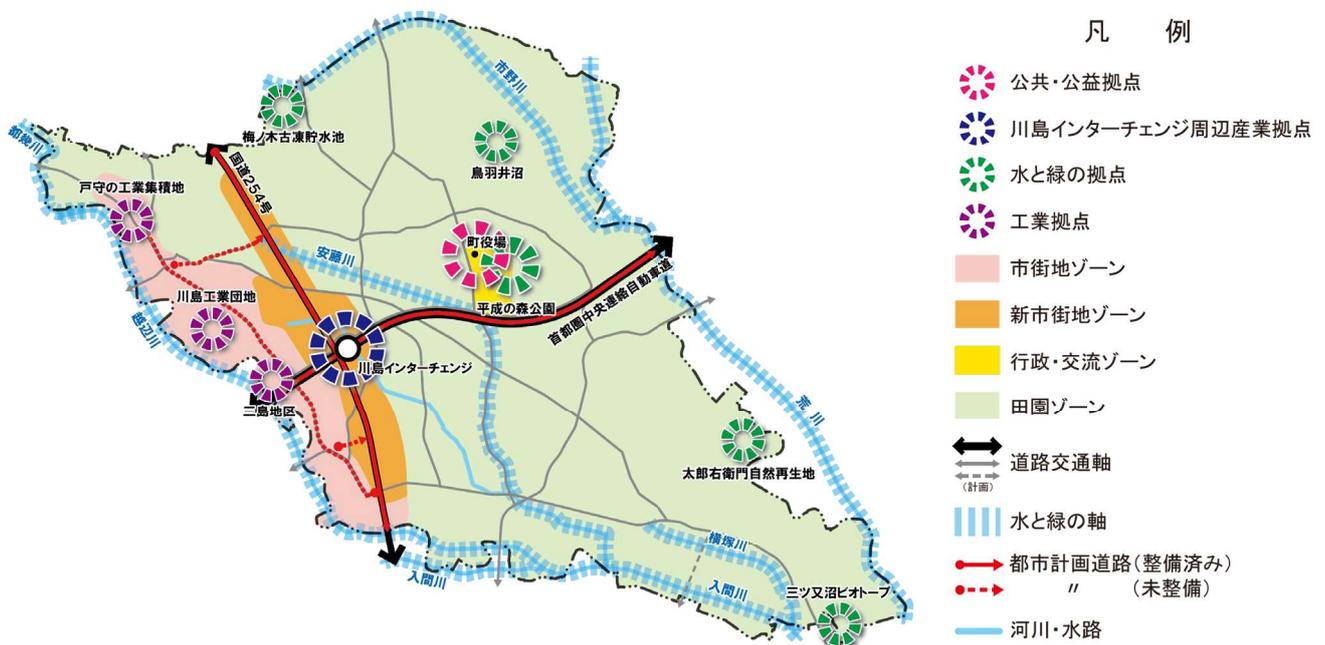
本町の骨格を形成するうえで重要となる場所を拠点として位置づけます。

●軸

各拠点間を連携するとともに、町外への広域交通や町内移動を支える幹線道路、水辺空間や生物多様性を支える連続性を持った河川を軸として位置づけます。

●ゾーン

拠点・軸の形成を下支えし、都市づくりを展開するうえでベースとなる面的な区分けをゾーンとして位置づけます。



第5章 まちづくりの基本方針

第3章の「まちづくりの課題」を解決し、第4章の「都市の将来像」を実現するため、分野別のまちづくりの方針を示します。

土地利用と市街地整備の方針

区域区分制度を基本とし、公共交通の利便性の高い地域に居住や生活利便施設などを誘導しつつ、各地域を公共交通などのネットワークで結んだコンパクトな都市の形成を目指します。一方で、川島インターチェンジ周辺においては、計画的な都市的土地利用への転換により、町の活性化につなげることを目指します。

地域地区制度、地区計画制度、農業振興地域制度などを活用し、開発・建築行為を適切に規制・誘導します。



道路・交通体系の整備の方針

道路・公共交通ネットワークにより、町内外の円滑な移動環境の確保、隣接市町との連携強化を目指します。

自動車交通処理の機能向上のほか、歩行空間や自転車走行空間の充実、案内標識の改善、非常時の避難救援機能の確保など、安全で歩きやすい道路空間の形成を図ります。

重要な公共交通である民間路線バスの存続を図るほか、最新技術の導入を検討し、子ども・高齢者・障がい者など、だれもが使いやすい公共交通ネットワークの整備を目指します。

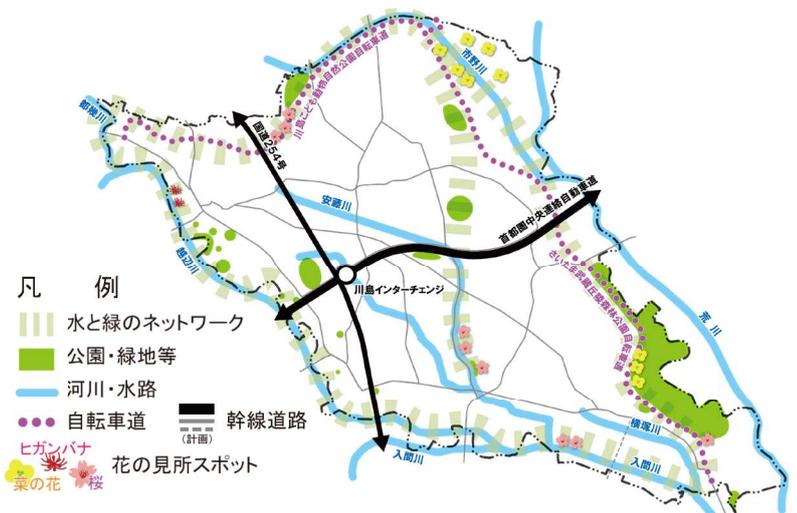


水と緑のまちづくりの方針

河川や、用排水路、池沼、農地などの貴重な資源をネットワークとして結び、「水と緑の空間」を守り育てていくことを目指します。

平成の森公園をはじめとした公園が、町民の憩いやレクリエーション、交流などの場となっているため、適正な維持管理と併せ、更なる充実を目指します。また、公園やまちなかでの緑化や花植え活動の推進により「花と緑に包まれた町」の形成を図ります。

さらに、環境負荷軽減の観点から、再生可能エネルギーを利用した循環型社会の構築に努めます。



ふるさと景観の保全・形成の方針

田園景観が広がり、本町の四方を囲む河川が形づくる「水と緑の景観」の保全と、美しい市街地景観の維持・形成を目指します。

川島インターチェンジ周辺の都市的土地利用への転換にあたっては、秩序ある景観の創出を目指します。

地域のシンボルともなっている神社仏閣などの歴史的・文化的な景観資源の保全を目指します。

公共公益施設の整備の方針

公共公益施設は、多くの町民が利用する施設であるため、利用のしやすさや本町の財政状況など様々な観点から、適正な配置と維持管理を目指します。また、衛生的で快適に暮らせるように、上・下水道施設やごみ処理施設などの整備・維持管理を図ります。

安全・安心のまちづくりの方針

水害・震災といった自然災害に対する脆弱性の軽減・解消に向けた取組を推進するほか、防犯や交通安全、新しい生活様式への対応など安全・快適な暮らしを守る「安全・安心のまちづくり」を目指します。また、「川島町地域防災計画」や「川島町国土強靱化地域計画」と連携し、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を図ります。

第6章 地域別構想

前章の「まちづくりの基本方針」を踏まえ、地域ごとの特性や課題に応じたさめ細やかなまちづくりの方針を示します。

地域設定の考え方

国道254号を軸に、本町西部に広がる市街地などについて、圏央道以北を「西部北地域」、以南を「西部南地域」とします。一方、本町東部に広がる田園居住系地域や農業系地域、町役場周辺の公共公益施設が集約する行政系地域を「東部地域」とします。

生活サービス機能の維持・充実のほか、地域の特性に応じたまちづくり施策を展開するとともに、地域間や隣接市町とを交通ネットワークで結び、相互に補完し、高め合う関係性を構築することで、川島町としての「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を目指します

